

新規出店促進事業補助金

補助率

最大

40%

※市内事業者による施工時

補助金額

最大

50万円

対象業種

飲食店 / 小売業 / サービス業

(一部対象外あり)



必ず着工前に申請してください

詳しくは、裏面をご覧ください

(掲載協力)

上田珈琲豆焙煎堂
飯能市茜台1丁目4-25

補助率

市内事業者による施工時

40%

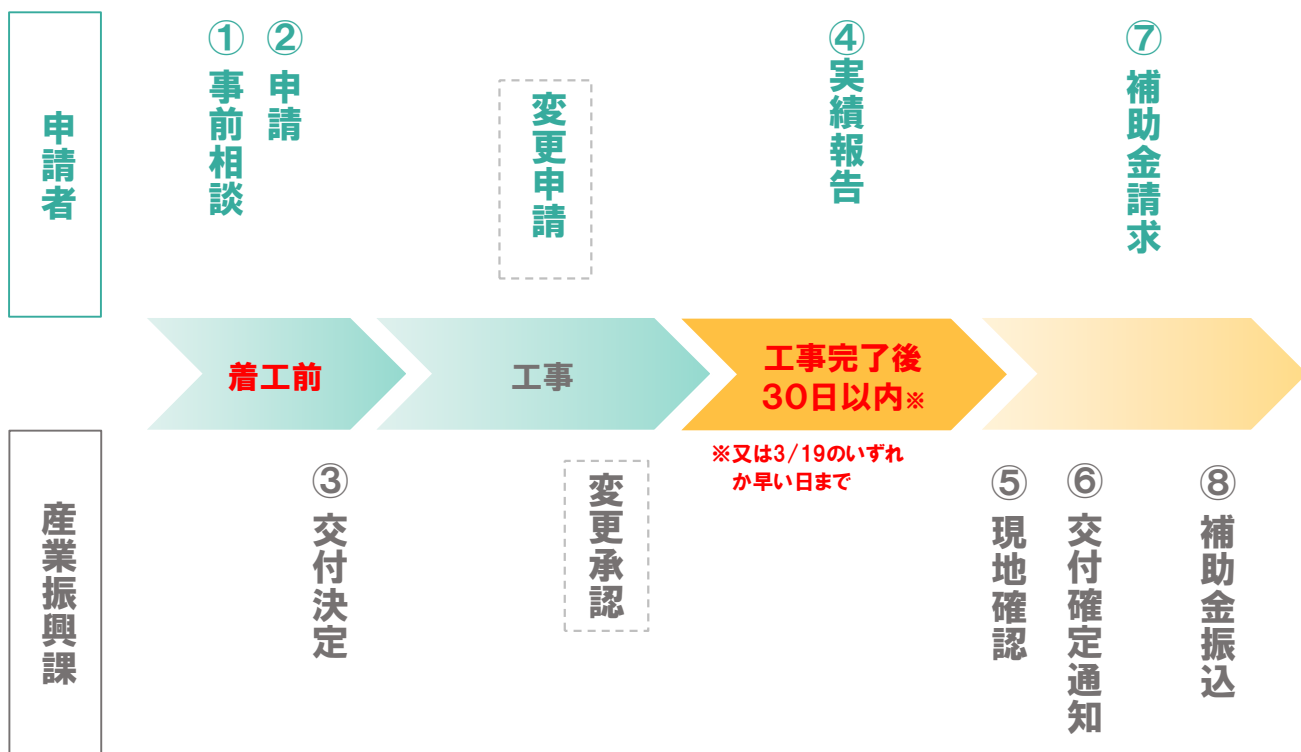
それ以外

30%

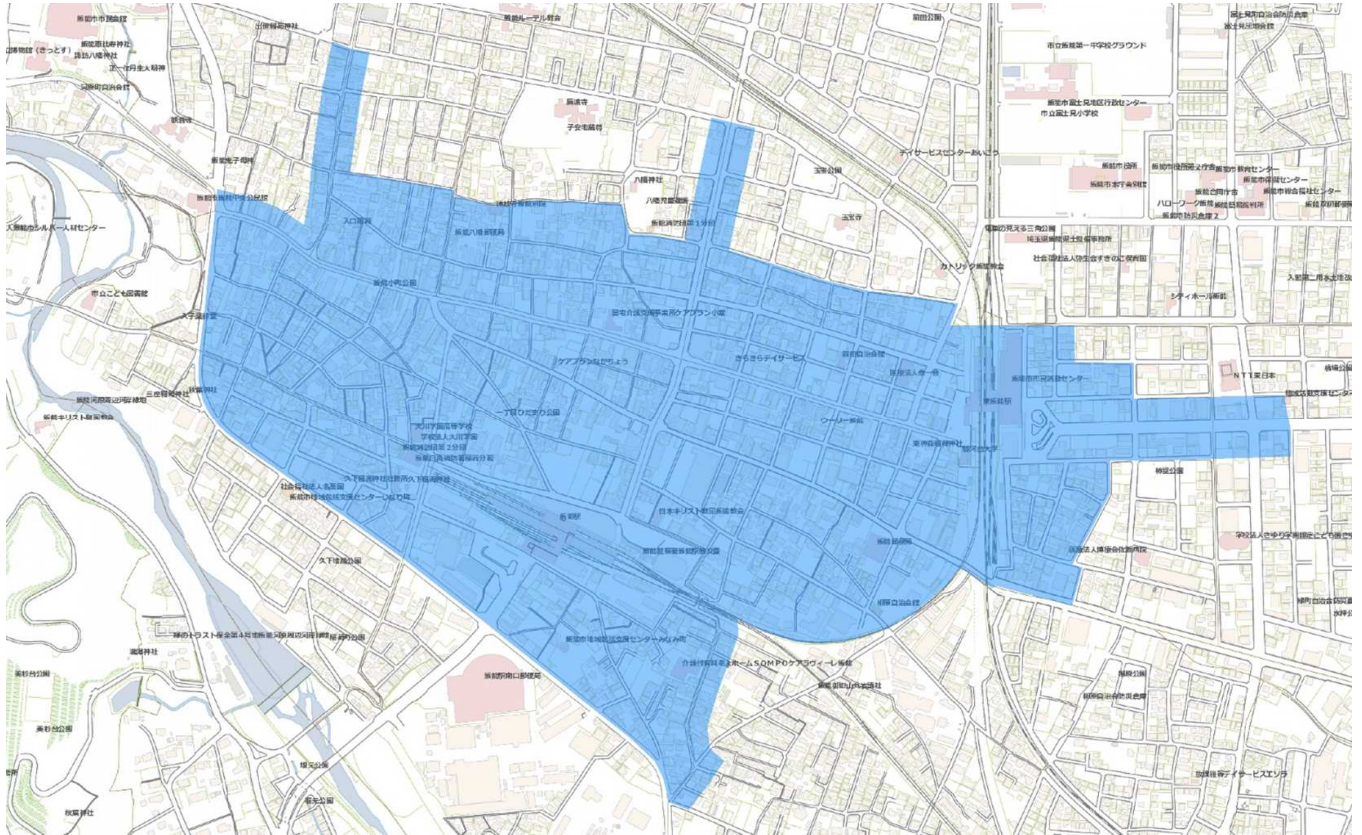
補助上限額

50万円

補助金の申請から交付までの流れ



補助対象エリア



申請時の提出書類

1. 補助金交付申請書
2. 工事の契約書又は見積書の写し
3. 店舗平面図
4. 工事施工前の写真(新築の場合は対象地の写真)
5. 事業計画書
6. 市税に未納がないことが確認できる書類(市外在住の方のみ)
7. その他市長が必要と認めた書類

実績報告時の提出書類

1. 実績報告書
2. 工事費の領収書及び工事内訳書の写し
3. 工事施工後の写真
4. その他市長が必要と認めた書類

補助対象工事

- ✓ 市内で新たに新店をする方が行う店舗の新築や改修等の工事で20万円(税抜)以上のもの
 - ✓ 建物の新築、リフォーム、リノベーション
(内装・厨房・トイレの改修／屋根・外壁の塗装／看板設置 等)
- ※ 備品の取得、外構工事等は対象外

補助対象業種

日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)による以下の業種。

- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 592 自転車小売業
- 593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
- 60 その他の小売業
- 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
- 7461 写真業(商業写真業を除く)
- 76 飲食店
- 771 持ち帰り飲食サービス業
- 772 配達飲食サービス業
- 782 理容業
- 783 美容業

※ 各業種コードは日本標準産業分類による。

※ 「管理、補助的経済活動を行う事業所」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業」、「宗教活動を伴う営業及び宗教団体に関わる営業」、「不特定多数の人にサービスを提供しない営業」は対象外。

お問合せ

飯能市役所産業振興課

電話:042-973-2111(代表)

メール:sangyo@city.hanno.lg.jp